

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：甲佐町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.7%
全職員	74.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	100%
本庁課長補佐相当職	96.4%
本庁係長相当職	100%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.6%
31～35年	97.8%
26～30年	0%
21～25年	91.0%
16～20年	109.9%
11～15年	99.7%
6～10年	99.2%
1～5年	95.6%

【説明欄】

・短時間勤務職員等の職員数は、常勤職員の勤務時間（1日7時間45分勤務×週5日＝38時間45分）を参考として、週の勤務時間、勤務日数に応じて按分で算出している。
(例：週3日勤務・23時間15分÷38時間45分＝0.6人で人数カウント)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。